

平成28年度研究報告書

市区町村児童家庭相談における 人材育成モデルについての研究 (第3報)

－ コーディネート力育成の 研修のありかたについて －

研究代表者 宮島 清 (日本社会事業大学専門職大学院)
共同研究者 増沢 高 (子どもの虹情報研修センター)
小出太美夫 (子どもの虹情報研修センター)
山崎 由美 (横浜市子ども青少年局)
荒木 麻子 (横浜市子ども青少年局)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成28年度研究報告書

市区町村児童家庭相談における
人材育成モデルについての研究
(第3報)

－ コーディネート力育成の
研修のありかたについて －

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

目 次

1	目的	1
2	方法	2
3	予備調査の結果と考察	3
4	研修の実施と評価・考察	8
5	総合考察	16

<資料>

- 1 要保護児童対策地域協議会についてのアンケート
- 2 講義「市区町村の児童虐待対応にけるコーディネートの在り方と実際」(抜粋)
- 3 コーディネート力育成のための演習用教材

1. 目的

2004年の児童福祉法の改正で、それまで児童相談所の役割であった児童家庭相談を一義的に市町村が担うこととなり、さらに2016年の児童福祉法の改正では、市町村の業務に保護者への支援が加えられるとともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会（以下、要対協）の調整機関に専門職を配置すること、並びにその職員に対する研修受講義務が定められた。この背景には、要対協は概ね全ての市区町村に設置されたものの、多くの市区町村において、求められる役割を担うために必要な人材の配置や実践力の獲得が進んでいないという状況があった。

市区町村で児童虐待に対応する職員に求められる専門性として、以下の4つをあげることができる。

- ① ケースについて必要とする情報を把握する「調査力」（相談や通告を受ける際の聞き取り、関係機関への照会による情報収集、子どもや保護者との面接等）
- ② 把握した情報から全体状況を理解し、且つ、対応すべき課題を整理する「包括的アセスメント力」
- ③ 地域の関係機関と情報交換をし、協働してアセスメントを深め、支援方針を明らかにする「ケースカンファレンス力」
- ④ 多機関にまたがる対応を調整する「コーディネート力」

本研究は、この4つの力を高めるための研修のあり方や教材開発を目指し、横浜市と子どもの虹情報研修センターとの共同で、2014年度から3年間で行われてきたものである。1年目は、②の「包括的アセスメント力」の向上を目的とした研修のあり方を検討し、そのための教材開発を行った。これについては第1報にまとめた。また、2年目には、③の「ケースカンファレンス力」について取り上げ、その力の獲得と質的向上を目的とした効果的なトレーニングのあり方を検討し、そのために使用する研修教材の開発を行った。3年目となる今年度は、「コーディネート力」を育成するための研修の在り方について検討を行い、考えを整理しと研修教材の開発を行った。

2. 方法

2-1. コーディネートの実情についての予備調査

要保護・要支援児童に対する支援においてコーディネートが話題となるのは、主に要対協の進行管理場面においてである。

また、要対協の調整機関や児童相談所等といった、実際にコーディネート機能を担う機関において、コーディネートがどのような時、どのような場面で機能しているかという点、それは関係機関の連携・協働する場面であり、その中でも多くの時間と労力が進行管理場面に費やされている現状がある。

それ故に、進行管理の現状を把握することが、コーディネート力を育成する研修企画に役立つものと考え、予備調査として、子どもの虹情報研修センターの研修（児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修及び市区町村虐待対応指導者研修）参加者を対象としてアンケート調査を実施した。

アンケートの内容としては、市区町村の人口規模と会議の開催状況の概要を確認したうえで、支援についての進行管理の方法、会議の開催頻度、対象事例数、所要時間、新規・終結ルールの有無、進行管理の工夫点などについて質問している。

児童相談所職員76名と市区町村職員68名との計144名を対象に、アンケート用紙への記入を依頼し、児童相談所職員57名と市区町村職員66名の計123名から回答を得た。（回収率85.4パーセント）

なお、市町村職員には、自分が所属している市町村について記入してもらっているが、児童相談所職員には管轄している市町村から1か所を選択して記入してもらっている。そのため、同じ市町村が重複して取り上げられている可能性がある。

2-2. コーディネート力育成に向けた研修の企画と実施

コーディネート力を育成するためには、包括的アセスメントの力とともに、ケースカンファレンスを有効に活用できる能力が土台として形作られていることが必要である。したがってコーディネート力の育成を図るにあたっては、包括的なアセスメントやケースカンファレンスの方法について、その基本を学んでおくことが必須条件となる。その上でコーディネートのあり方を検討し、育成の道筋をつくるのが有効と考える。ゆえに研修プログラムは、まずアセスメントについての研修とケースカンファレンスについての研修を経て、それぞれに必要な考え方を一定程度学んでいることを前提に設定することとした。

コーディネート力の育成を図るために、どのような研修が必要で、どのような教材を開発すべきかの方向性を見出すために、予備調査で得られた知見を参考にしながら、研修と評価を実施した。

第1回目の研修はコーディネートの考え方や必要性について講義形式での研修を行った。次に、その研修の結果を踏まえて、2回目の研修を実施し、研修のあり方と教材の有効性等の分析を行った。研修の企画と研修講師は、全て研究代表者と共同研究者が担った。

各段階の研修を評価するために、各回終了後に研修評価に関するアンケートを実施した。また研修に対する意見等を自由記述方式で求めた。実施期間は平成 28 年 9 月～平成 28 年 12 月までとした。

研修名は 1 回目、2 回目共に「横浜市児童虐待対応専門研修」として、横浜市が参加を募った。研修対象は区（全 18 区）で児童虐待対応に携わる職員とし、具体的には福祉職と保健師を参加対象の中心とした。各回、各区から 2 名から 4 名の参加とし、可能な限りすべての回の参加を求めたが、業務の関係上、すべてに参加することが困難なため、各区がチームとして参加し、毎回必ずチームの中のいずれかの職員が参加し、研修終了後には参加者が同区内の他の職員に内容を伝達してもらう方法をとった。参加者は、1 回目 25 名、2 回目が 17 名であった。

3. 結果 1：予備調査の結果と考察

3-1. 予備調査の結果

アンケートは、人口規模により 5 区分に分けて集計している。各区分の市区町村数は次の通りである。

5 万人未満（＝ 12 市町村）、5 万人以上 10 万人未満（＝ 27 市区町村）、10 万人以上 30 万人未満（＝ 46 市区町村）、30 万人以上 50 万人未満（＝ 22 市区町村）、50 万人以上（＝ 17 市区町村）

アンケートに回答のあったすべての市区町村で、要保護児童対策地域協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議といった三層構造で実施されている。

会議の開催状況をみると、代表者会議はほとんどが年 1～2 回の開催となっているが、実務者会議と個別ケース検討会議では各自治体で開催回数に大きな開きが認められる。

実務者会議は年 1 回しか開催されていないところもあれば、毎月開催されている自治体もある。毎月開催していると回答した自治体では、支援の実施状況の進行管理も実務者会議で実施していると回答している。

個別ケース検討会議の開催状況では、年間 31 回以上（選択肢の最大値）と回答した自治体が最も多かったが、年間 6 回～15 回と回答した自治体も少なくなかった。

（1）進行管理の方法

進行管理をどのように行っているかの質問に対する回答を表 1 に示す。

実務者会議で進行管理を行っている市区町村と実務者会議以外に進行管理のための会議を設けている市区町村とがある。

人口規模が大きくなると、実務者会議とは別に進行管理を行う会議を実施する割合が増えている。これは対象とする事例数が多いことと関連しているようだ。また、実務者会議で進行管理を行い、且つ、別に進行管理のための会議を設けているところも数ヶ所みられた。その場合、実質的な検討は進

行管理のための会議で行い、実務者会議ではこれを短時間で報告・確認にしているところや、新規ケースと継続ケースの検討を分けて行っているなどがあった。

表1 進行管理の方法

	～5万人	5～10万	10～30万	30～50万	50万人～	計
実務者会議	10	22	36	13	9	90
進行管理会議	3	8	14	11	8	44
計	13	30	50	24	17	134

(2) 進行管理を行う会議の頻度

2～3か月に1回開催しているところが最も多く、次に毎月開催しているところが多い。

その他と回答した市町村の中には、週1回会議を開催しているところもある。

人口規模との関係では、5万人未満では毎月会議を開催するところは少なく、年2～3回の割合が多くなっている。それ以外では、人口規模が大きくなるに従い概ね開催する頻度高くなる傾向があるが、その場合でも2～3か月毎に1回開催すると毎月開催するがほぼ同数である。

表2 進行管理を行う会議の頻度

	～5万人	5～10万	10～30万	30～50万	50万人～	計
毎月実施	2	10	21	11	7	51
2～3か月毎	4	16	22	9	6	57
年2～3回	5	1	7	2	3	18
その他	1	1	0	0	1	3

(3) 会議の対象事例数

会議の対象事例数では、29事例以下のところが最も多く、次に60～89事例、30～59事例と続く。会議の対象事例数が89事例以下のところで、全体のちょうど2/3を占めている。しかし、対象事例数が150以上のところも23ある。概ね2割近くの市区町村が、150を超える事例を1回の会議で検討し管理している状況がある。

表3 会議の対象事例数（1会議あたりの平均）

	～5万人	5～10万	10～30万	30～50万	50万人～	計
0～29	3	7	14	4	4	32
30～59	3	8	6	4	1	22
60～89	5	7	10	2	3	27
90～119	1	2	6	5	1	15
119～149	0	1	3	1	0	5
150～	0	2	8	6	7	23

(4) 会議の所要時間

1 会議あたりの所与時間は 2 時間以上 3 時間以内というところが最も多く、1 時間以上 2 時間以内がこれに続く。約 8 割の市区町村が 1 時間～3 時間の範囲で会議を行っていることとなる。また、3 時間以上をかけて検討しているところも 19 か所 (15.4%) あり、人口規模の大きいところで会議時間が長くなっている傾向が認められる。

ただし、人口の多い市区町村 = 会議の対象事例数の多い市区町村 = 会議時間の長い市区町村とはなっておらず、はっきりとした相関関係は見いだせなかった。

表 4 会議の所要時間 (1 会議あたりの平均)

	～5万人	5～10万	10～30万	30～50万	50万人～	計
0～60分	0	1	2	1	1	5
60～120	5	12	16	6	4	43
120～180	7	12	23	7	9	58
180～	0	2	6	8	3	19

(5) 新規・終結のルール

新たに要対協の管理対象ケースとするかどうかを決めるためのルール (以下、「新規ルール」とする。) や終結とする場合のルール (以下、「終結ルール」とする。) があるかどうかについて回答を求めた。

新規ルールがあると回答したのは全体の約 4 割で、終結ルールがあると回答したのは全体の約 5 割であった。ルールありと回答した市町村で、ルールの具体的な内容を見ると会議 (受理会議や進行管理会議) で協議するとの回答が多く、成文化した明確な基準が設けられているところは少なかった。

人口規模とルール設定との関係では、人口 5～10 万規模の市町村で、新規ルールありとの回答の割合が顕著に少ないこと以外には特記すべき傾向は認められなかった。

表 5 新規・終結のルール (ルールありと回答した市町村の数)

	～5万人	5～10万	10～30万	30～50万	50万人～	計
新規ルール	4	3	24	9	7	47
終結ルール	7	13	24	12	7	63

(6) 検討内容の重点化や充実のための工夫

限られた時間の中で情報交換や見立てについての検討を効果的に行うための重点化や、議論を充実させるための工夫について自由記述での回答を求めたが、回答を得られたのは全体の 3 割程度であった。また、回答の内容をみると、検討事例数が多すぎて十分な議論ができないといった趣旨の回答が多く、工夫について触れていたのは全体の 1 割であった。その内容を表 6 に示した。

回答の内容をみると、重点化については、会議で使う資料の作成や提出の仕方での工夫、目的の明確化や決めるべき内容の絞り込みといったことが挙げられている。例えば、アセスメントシートや重症度判定票の活用、モニタリングシートの活用、経過の長い事例の情報集約、会議の前に検討すべき

事例に優先順位を決めるといった工夫である。また充実の工夫では、会議の進め方の工夫や、外部スーパーバイザーの活用などが挙げられている。

表6 進行管理のための検討内容の重点化や充実のための工夫（自由記述）

- ・時間が限られているので事前の資料作成が大切。1ケース（1家族）が年度内は1枚のペーパーに収まるようにまとめてもらう。
- ・長期化したケースは、担当機関や担当者に変更がある場合に、フェイスシートやアセスメントシートも作成してもらう。
- ・実務者会議の前に仕分け作業を行い、優先順位をつけて、優先度の高いケースから確認している。
- ・毎月集約される情報をもとに作成された進行管理一覧表を、関係部署の担当者が共有できるようなサーバーに保管しておき、進行管理会議の前には担当者が各自で確認できるようにしている。
- ・実務者会議全員では議論が活発にならないので、別に進行管理会議を開催している。また、外部SVに参加してもらうことで、メンバーだけでは気づけない視点での助言がもらえている。
- ・アセスメントシートに情報を集約してまとめ、それに基づいて終結か継続か、ケース検討会議の開催の必要性などを決めている。
- ・参加者全員に発言してもらう。
- ・ケースを通して学び、各機関がケース対応力をつけるようにという視点で行っている。
- ・主担当機関や役割分担の明確化。
- ・単に「見守り」という結論にはならないように気を付ける。
- ・安全確認の方法、支援の方法、閉止基準などを具体的に決める。
- ・あいまいな情報をクリアにしていく作業を行う。
- ・個票・管理票の見直し。
- ・新規・終結、報告・協議等、区分を分けてメリハリをつけて会議を行っている。
- ・あらかじめ、どの機関に、どのような意見を求めるかを整理したうえで会議を行う。
- ・特に検討すべきケースを2～3事例ピックアップして、意見交換する時間を設けている。
- ・協議を行うケースと状況報告だけで終わらせるケースとをあらかじめ決めておく。
- ・重症度判定票やリスクアセスメントシートを活用して判断の平準化を図っている。
- ・全ケースを年2回は検討できるように配分して会議にかけている。
- ・緊急度、重症度による区分の振り分けを試みている。
- ・各機関がそれぞれ、1か月間の動きをケースシートにまとめ、集約したうえで会議に臨むようにしている。
- ・新規ケースと変化のあったケースに絞って簡易報告を求め協議している。
- ・「虐待ケース管理システム」による確認で漏れがないようにしている。
- ・モニタリングシートを使用することにより情報不足がないように気を付ける。
- ・要保護児童対策地域協議会事務局が、毎週開催される受理会議で進行管理の方針を検討し、其の後に各関係機関に方針を伝えて協議をする形式をとっている。
- ・重症度やリスクの高さによってランク付けを行い、そのランクによって進行管理会議の開催間隔などを決めている。

3-2. 予備調査の結果についての考察

進行管理会議は、コーディネート機能の中核にあたるケースマネジメントが円滑に行われているかどうかを複数の視点からチェックする役割を担っている。

進行管理会議においては、限られた時間で検討を行うことが必要なため、検討すべき内容に優先順位をつけたりポイントを絞り込まざるをえない。そういった制約があったとしても、支援が円滑に進むように協議することが期待されると同時に、リスクの見落としや重症度の判断で間違いを起こすことは許されない。

こういった観点から進行管理に関するアンケート結果をみると、多くの市区町村が膨大なケースを抱えている中で進行管理に苦勞している様子がうかがえる。

まず、進行管理会議での検討事例数の多い点が注目される。1会議あたりの事例数が29事例以下というところが全体の25%となっているが、90事例以上のところも35%あり、150事例以上というところも19%ある。

1会議あたりの検討時間が2時間以内というところがほとんどなので、90事例を検討するためには、1ケースあたり80秒で行わなければならないことになる。これが、150事例を超えれば、最小でも50秒弱の時間内に検討を終わらせなければならない計算となる。

膨大なケースを限られた時間でチェックすることが求められている、具体的には1事例あたり1分前後の時間で判断が難しい要保護・要支援ケースの検討をすることとなっている。

死亡事例検証報告の中でも、虐待による死亡事例が発生した市町村での進行管理会議の状況について、1事例あたりの検討時間の短いことが指摘されている。それによると、1会議あたりの事例数の平均が102.1事例であり、平均所要時間が174分ということであり、1事例平均検討時間は102秒ということになる。

今回のアンケート結果では、それよりもさらに短時間で検討せざるを得ない市区町村が少なくないことが明らかになった。

進行管理は、単に要対協の進行管理会議に依拠しているだけでなく、担当者ごとに、また機関ごとに実施される進行管理の役割が大きい。また、個別ケース検討会が適切に開催され、当該事例に関係する関係機関により構成される支援チームによりケースマネジメントがしっかりと実施される形で進行管理が確実に実施されているのであれば、要対協の進行管理会議をそのような場として位置付けることには意味が見いだせる。しかし、要対協の進行管理に、非現実的な期待を寄せ、各機関が自ら行うべき対応の進行管理や支援チームによる進行管理をおろそかにするならば、要対協は、進行管理の漏れや失敗の温床にさえなりかねないことを理解すべきである。

そういった意味では、新規に対象とするケースや終結にするためのルールが設けられていると回答した市区町村が全体の半数程度にとどまったことも、進行管理会議が十分に機能しているとは言えない可能性があること、また、対応の最前線にある機関及びその担当者の悩みが深いことを表わしているものと思われる。

進行管理会議の工夫という点では、形骸化について指摘した回答があった一方で、限られた時間の

中でいかに効率的に実施するか、課題をいかにわかりやすく「見える化」して提示するかといったことに腐心していることがわかる回答が少なくなかった。

リスクアセスメントシートやモニタリングシート、重症度判定票等のツールを活用することで、関係機関が情報や見立てを共有しやすくすることや、事前に優先順位を決めておき、必要な事例には検討に時間をかけられるようにするなどといった工夫が挙げられている。市区町村が、それぞれの実情に見合った工夫をこらし、意欲的に取り組んでいる様子が見えてきた。

4. 結果2：研修の実施と評価・考察

4-1. 研修の実施内容について

研修は2回実施され、1回目にコーディネートの在り方についての講義を実施し、2回目にコーディネート力育成を目的とした演習を実施した。表7に研修のテーマ、内容、ねらい等を示した。

表7 研修のテーマ、内容、ねらい、参加人数

	テ ー マ	内 容	ね ら い	人 数
第1回	【講義】 コーディネートの在り方について	・ コーディネートの必要性 ・ コーディネートの意味 ・ 他分野との比較 ・ コーディネートのあり方	・ コーディネート概念を整理し、子ども家庭福祉実践での意味を明確にする。そのうえで、求められるコーディネートのあり方についての理解を深める。	25名
第2回	【演習】 コーディネート力育成のための演習	演習① ある事件の記事をもとにして架空事例を作成する。さらにいくつかの条件を想定したうえで、その架空事例の支援計画を検討する。 演習② ある事例をもとに、「どうすることが必要だったか」「具体的にどうすればよいか」を考える。	演習① チームとして仮説を作り、複数の想定により多機関での支援展開を考えることでケースマネジメントの力を養う。 演習② リスクの見立てや機関連携の在り方をチームで検討し、コーディネートの大切さを理解する。	17名

(1) 第1回研修の内容(概略)

コーディネートの在り方についての講義を行った。講師は研究代表者の宮島清(社会事業大学専門職大学院)が務めた。

講義の概要は、次のとおりである。

① なぜ、今児童虐待対応においてコーディネートの必要が言われるのか

支援を必要とする子どもと家族に対しては、従来から多機関連携の必要性が叫ばれているが、連携には「領域の壁」「文化の壁」「組織の壁」等が存在する。

残念ながら連携のための仕組みである要対協は、必ずしもうまく機能していない。要保護児童対策地域協議会の限界が見えつつあり、役割分担の協調だけでは立ちいかなくなっている。にもかかわらず、あいかわらず連携の失敗があると批難・批判だけが高まる、そのような状況のもとで、法改正があり、市町村の役割が拡大している。こうした「文脈」の中でコーディネートの必要が言われている。

② コーディネートとはいったいどういうことなのか

コーディネートについてどう考えるかを、専門職大学院に所属するゼミ生7名に次のような内容でアンケートをとり、さらにグループ討議をしてもらった。なお、ゼミ生は、複数の市区町村の職員、児童相談所の職員、児童福祉施設の職員(いずれも現職ないし所属もとから派遣されている者)で構成されている。

ア) 地域で展開する子ども家庭福祉の実践に限定せず、「コーディネートする」とは、どのようなことだと思いますか?

イ) 主に市区町村や児童相談所などが地域で行う子ども家庭福祉の実践において、「コーディネートする」とは、どのようなことだと思いますか?

アンケートの回答とグループ討議の内容をまとめると、ア)については、多様性を前提とし、目標を共有し、メンバーの力を活用・調和していくことに集約されていた。また、イ)の子ども福祉の実践においては、コーディネートは、ソーシャルワークの主要な技法=ケースマネジメントと概ね同義にとらえられるのではないかという意見に収斂された。討議の中では、ここでいう「コーディネートする」とは、介入・支援するという実践の一部だけではなく、実践の全体に関わるものである、すなわち「一部に関わるのではなく、全体を俯瞰して、実践を総合的にコーディネートすること」が求められているとの認識が共有されていることがわかった。

③ 他分野との比較・高齢者分野・地域ケア会議を中心に

児童福祉分野と高齢者福祉分野における支援体制の違いについて感じられることとしては、次のような点が挙げられる。

ア) 児童福祉と高齢者福祉とでは体制があまりにも違う。高齢者分野では、支援体制の厚さ、

サービス量の多さが前提にある。

- イ) 両者とも、「ニーズの把握→それにマッチした支援を目指す」ということでは一致している。
- ウ) 重層的に組み立てるという面でも一致している。しかし、児童では3層とも市町村が直接行う。
- エ) 高齢者福祉においては、地域包括支援センターを中心に個別支援を行い、その積み重ねにより、実践力の向上、ネットワーク構築、地域課題・政策課題の把握へと進む。
- オ) 児童では「役割分担」が強調されるが、高齢者福祉ではさほどでもない。
- カ) 児童では、実務者会議（市町村会議）でも事例を直接扱うことが前提とされる。概して、個別事例検討会が不活発である。支援内容が抽象的である。

④ 求められるコーディネートのあり方とコーディネーターに求められること

コーディネートのあり方で、好ましくない例としては「割り振ることだけ」「支配すること」「自らは動かないこと」等が挙げられる。コーディネーターの役割は、子どもと家族の利益を中心に据えたうえで、自機関の担当ケースという認識を持ち、協働を前提に責任ある対応を為すことにある。求められるコーディネートとは、よいチームをつくり維持すること。そのためには、当事者の利益を優先しながらも、関わるメンバーを大切にする職場やチームであることが必要。

⑤ 今後特に心配されること

今後の児童福祉の動向で注目されることや懸念される点について、児童福祉法改正を説明している資料からの推察されることとして次のようなことがある。

- ア) 市町村が在宅支援の中心的な役割を担うことが明確にされた。
- イ) 児童相談所は、専門的な直接支援と市町村への間接支援助、強制力を必要とする事案や保護する事案への支援、広域的な対応を必要とする事案への支援に特化する傾向が強まった。
- ウ) 市町村も親子関係再構築や再統合支援に関わる事が明確になった。
- エ) 児童相談所の人員・体制整備には具体性があるが、市町村のそれは、明確とはいえない。

そのような中で、「児相から市町村への送致」と「児童福祉法第26条第1項第2項・児童福祉法第27条第1項第2項の市町村への委託が可能になった。このことによって、協働がスムーズになるのか、それともさらに難しくなるのか、推移を見守る必要がある。

（なお、第1回研修について、コーディネートの意味や、コーディネートのあり方等の講義部分については、より詳細な内容を巻末の資料に掲載した。）

第2回研修の内容（概略）

コーディネート力を高めることを目的とした演習①を実施した。講師は宮島清（社会事業大学専門職大学院）が務めた。

演習①は3段階の構成となっている。まず、課題1として、ある事件の記事をもとにして、その事

件がおこるまでの生活史を想像し架空事例を作る。次に、課題2と3で、架空事例についての支援計画を作り、計画にもとづいて支援するための体制を作る。支援計画を立てるにあたっては、異った2つの前提が提示される。一つ目の想定では、親子を分離し、子どもを里親に委託する。二つ目の想定では、親子を分離せずに地域で支援する。

課題1 架空事例を作る

ある事件の記事をお示しします。

死亡事例ではありません。幸い子どもは元気で異常なしと伝えられています。

詳細は報道されていません。自由に想像を働かせて、明らかになっている状況と矛盾の無い「いかにもありそうな」架空事例を作ってください。

皆さんが普段関わりを持っている様々な当事者の方の「現実」が、そこに表現されるはずです。

まとめにあたっては、3世代を前提としたジェネグラムに、様々なその他の状況を書き入れた図（エコマップ）を作成してください。

内容を決める（設定）際とグループ報告の際には、「何故そのようにしたか」も説明してください。

事件についての記事（報道された内容）

【新生児置き去り 母親を逮捕】2016年08月21日 NHKニュースWEB東海で報じられた内容

8月15日、〇〇県〇〇市の公民館のトイレに生まれてまもない男の赤ちゃんが置き去りにされた事件で、警察は38歳の女を保護責任者遺棄の疑いで逮捕しました。逮捕されたのは〇〇市〇〇町のパート従業員、〇〇〇〇容疑者（38歳）です。

警察の調べによりますと〇〇容疑者は、8月15日、自宅近くの公民館にある女子トイレに生まれてまもない男の赤ちゃんを置き去りにした保護責任者遺棄の疑いがもたれています。

赤ちゃんは見つかってすぐに病院に運ばれ、命に別状はありません。当時、公民館の敷地で行われていた盆踊りの様子を撮影したビデオカメラの映像に女性が会場から走り去る姿が写っていて、警察が捜査した結果〇〇容疑者が関わった疑いがあることがわかったということです。

事件の後、〇〇容疑者は市内の病院に入院していたため退院を待つ21日逮捕したということで、警察の調べに対し〇〇容疑者は、女子トイレで赤ちゃんを産んで置き去りにしたことを認めているということです。

警察は、さらに詳しいいきさつを調べることにしています。

課題2 想定1の支援計画と支援の体制をつくる

<想定1> …実際の内容とは異なります。内容は架空のものです。

児童相談所も、この事例は、家庭には返せないと判断しました。そして、子どもの年齢が小さいので、生後3か月以内で、里親委託するという方針を立てました。

将来的にも引き取りは難しく、子どもの健康上も問題は無いことから、養子縁組も想定しています。親権者もこれに同意しています。

里親は、子どもの委託を想定しているのは、子どものいない〇〇さん御夫婦です。〇〇さん御夫婦は、夫45歳会社員、妻43歳（現在専業主婦、元保育所勤務。5年前に「不妊治療」を本格的に行うために退職）で、あなたの区のマンションに住んでいます。

この里親委託を前提とした支援プラン（協働と役割分担）を立ててください。

課題3 想定2の支援計画と支援体制をつくる

<想定2> …実際の内容とは異なります。内容は架空のものです。

母親は、逮捕されましたが、不起訴となりました。

母親は、知的能力が普通域下限で、どうしたら良いかわからなくなってしまって、意識もうろう状態のまま、その場を離れてしまったと話しています。

家族は、夫（40）と母親（38）、2人の間には、2人の子ども（長女11歳小学5年生、長男7歳小学1年生）がいます。夫は、清掃関係の仕事、母親の工場パート（軽作業）をしています。

長男は不登校ぎみで、姉・兄とも「気になる子」で、要支援家庭ではあるが、著しい不適切は認められないと受け止められてきました。

父母とも、引き取りを希望し、児童相談所は、心配はあるが、父母の意に反しては保護できないとしています。

母が逮捕されている間の1か月間は、長男・長女は一時保護されていました。

この家庭引き取りを前提とした支援プラン（協働と役割分担）を立ててください。

なお当日は時間の制約があったため、想定1に基づく計画・支援体制づくりをする課題2については省略し、想定2に基づいて取り組む課題3のみを実施した。

なお、この他事例を使った演習を行うための教材として、国の重大事例の検証報告書に取りあげられた4つの事例を用いてそれぞれの事例について、「どうすることが必要だったか」「具体的にどうすれば良いのか？」を検討することも効果的な演習になるのではないかと提案され資料のみが提供された。

4-2. 研修の評価

(1) 講義「コーディネートの在り方について」の評価

コーディネートの概念整理や必要性などについての講義を聴いた感想を自由記述で求めた。その結果を表8に示す。

表8 研修（講義）についての自由記述

- ・途中からの参加だったが、課題と思っているところの話が聞けて参考になった。
- ・主体をケースだという意識を常に持ち、共有、検討していくことが大切。個別ケースの積み重ねが大切ということを再認識できた。
- ・難しかった。
- ・児童福祉法等の改正について、もう少し説明の時間を増やしてほしい。
- ・コーディネート、チームプレーについての考え方。とても重要であるため職場で報告し、チーム作りから励みたい。
- ・関わるケースが多い中、自分たちがメイン担当ケースであると認識する重要性に気付いた。
- ・今年度より、子ども家庭支援課に配属となり、関係機関との壁を感じていた。そこをどのようにコーディネートしていくか、良いチームが作れるように考えていきたい。
- ・高齢分野と比較して児童虐待対応の現在の課題点について考えることがなかったため新鮮だった。
- ・個別事例の積み重ね、地域課題を解決する考え方が個の事例への支援のためにも大切であると学び、保健師が持つ専門性と一致すると感じた。その中で、チームの保健師としてあるべき姿をこれから考えていなくては、と思った。
- ・児童相談所からの”送致”の件がよくわかっていないことがわかった。どういう支援や業務になるのだろうか。
- ・高齢の地域支援の仕組みと子どもの違いについて、その通りだと思った。日々不全感、リスクを持ち対応しており、行政としてさらに仕組みを充実出来ないか、出来ることから実行していきたい。
- ・ケースネットワーク会議に参加しても情報共有になることが多く、コーディネートをきちんと意

識して担うことが出来ていないと感じた。今後に活かしたい。

- ・ 個別支援を通じて、地域支援者のネットワークを作ると言う高齢分野のシステムが印象的。
- ・ 高齢分野との比較に関する考察が自分たちの今後のケースワークの気づきに活かせると思った。
- ・ コーディネートとは何なのか、何故必要なのかを学べた。この考えを持ち、日々の活動に取り組み、効果のあるケースマネジメントを目指す。
- ・ 地域包括には現場を支える多くのスタッフがいるが、子家の場合、辛いと個々が思っているように感じる。その調整役の虐待対応調整チームの我々も辛い立場。理想はわかるが現実とのギャップを感じる。
- ・ 個別会議は必要だと思うが、タイムリーにやるための時間も人も不足している。個別会議に出席することがあるが、綺麗にまとまったストーリーをなぞることが多いと感じる。役割重視は本末転倒だが、明確な役割確認がない場合も多く、意見を述べても反映しないと感ずることがある。
- ・ 年度後半から区内エリア別に要対協を進めていくため、この視点を持って進行など考えたい。
- ・ “目標を共有する”ためのコーディネート、マネジメントを頑張りたい。
- ・ 今後個別ケース検討会議の開催時に、何を目的とするのかを振り返って考えていこうと思った。
- ・ 難しかった。これから咀嚼していきたい。（個別ケース検討会議の進め方について。チームのコーディネートの仕方。）
- ・ 多機関連携という言葉は良く思われるが、単に役割の確認、責任の押し付け合いのようになっていくと感じた。本来のコーディネートの在り方、基本的な考え方、視点について学べた。
- ・ 個別ケース検討会議の持ち方等の説明があり、どのような視点で会議に臨むべきか理解できた。
- ・ 理念を持って取り組むべきと反省した。
- ・ 地域ケア会議との比較が分かりやすかった。
- ・ スライドが見づらい。連携の取りづらい機関へのアプローチ方法等教えてほしい。
- ・ コーディネート役割が求められることは理解出来るが、あまりにも多種多忙な状況を考えると、今以上に求められることは苦を感じる。

回答率 96% (24名 / 25名中)

(2) 演習の評価

演習を受けての感想や意見等を自由記述で求めた。その結果を表9に示す。

表9 研修への自由記述

- ・ 個別ケースについて様々な可能性を考えていく訓練となった。グループでのカンファレンスの重要性を認識した。
- ・ 事例の背景をいろいろ想定することで多角的にアセスメントできると感じた。
- ・ 時間が短くて残念です。もっと多くの事例を検証して学びたい。
- ・ 児童相談所と区の連携については日頃から悩むこともあり、枠組みの話には一つの方向性が見えた。

- ・区で主に係わる事例で演習していただいた方がより実務に沿った学びになると思う。
- ・虐待してしまう本人の背景を把握することが、本人を理解し、支援方針を立てるのに役立つし、いろいろ想像するというトレーニングができた。
- ・報道内容から想定してグループワークするのは新鮮で面白かった。
- ・ケースについていかに想像しくみ取っていけるかが大事ということが確認できた。
- ・事例を自分たちで作るという発想がなかったので、業務に活用したいと思う。
- ・「チームプレー」と、その事例を深く掘り下げることの大切さ、事例を共有することの必要性を感じた。
- ・グループメンバーと自由に意見を出し合い楽しく検討することができ、学んだことも多く、大変勉強になった。
- ・ケースネットワーク会議に参加しても情報共有になることが多く、コーディネートをきちんと意識して担うことが出来ていないと感じた。今後を活かしたい。
- ・演習なので他の職員と考えながら取り組むことができ、聴講型の研修に比べてわかりやすく思った。

【要望や意見】

- ・もう少し時間を長くにとってワークがあるとよい。
- ・協働を考える上では兎相職員も一緒に検討できるとよいと感じた。
- ・研修の間隔を短くして、事前課題も区内で検討してから参加すると、区にフィードバックでき研修効果が高まると思う。
- ・前半部に前回の講義の振り返りが少しあるとワークに入りやすかったのではと思った。

回答率 94% (16名 / 17名中)

4-3. 研修についての考察

(1) コーディネートの在り方 (講義)

要保護児童ケースに対する市区町村の支援は多機関協働が基本となるが、それが円滑に進むためにはコーディネーター役割を担う存在が必要になる。しかし、各市区町村の現状からすると、その役割を担うべき担当者が、コーディネートの必要性や効果を理解し、コーディネーターの役割に自覚的に取り組んでいるかどうかを問われたとき、どれだけの市区町村が自信をもってイエスと答えられるだろうか。

そういった問題提起を踏まえて、コーディネートの意味やコーディネートの在り方、コーディネーターには何が求められるかなどについての講義により、考え方の整理と、自分たちの役割についての意識化を図った。

この講義についての感想や意見では、「コーディネートとは何なのか、何故必要なのかを学べた。この考えを持ち、日々の活動に取り組み、効果のあるケースマネジメントを目指す。」などと、理解を深めたことで、今後の新たな取り組みにつなげたいというような声が多かった。

しかし、その半面で「コーディネート役割が求められることは理解出来るが、あまりにも多種多忙な状況を考えると、今以上に求められることは苦を感じる。」と、必要性は感じるが現実の業務の大変さとの間の葛藤を訴える声もあった。

(2) コーディネート力育成のための演習

コーディネート力は、アセスメントを土台としたケースマネジメントが前提となっているので、その育成のためには、アセスメント力育成に必要な要素を包含した演習内容となっている。まず、ある結果（事件の記事）から、そこに至る家族の物語を想像してもらう。次に、その家族に対して、特定の制約条件下での支援策・支援体制を考えてもらうというものであった。支援策を考え、支援体制を作り上げるためには、関係機関が話し合い、役割を決めていくことが必要だが、そのことが可能となるためには、家族の事情を理解し、家族に必要なことは何かを掘り下げ、目標を共有することが必要となる。そういったことの気づきと理解を深めることを狙った演習であった。この演習については、当日の研修条件（悪天候のため欠席者が多く、研修時間も大幅に短縮された）により、アンケートへの記述内容が少なかった。それでも、感想や意見をみると、「時間が短くて残念です。もっと多くの事例を検証して学びたい」といった時間の短さについての不満はあるものの、「事例の背景をいろいろ想定することで多角的にアセスメントできると感じた。」などに代表されるような肯定的な感想が多く、演習効果に一定の成果が感じられた。今後は、実施できなかった演習も含めた演習実施を行い、評価を求める機会を作り、研修教材の完成につなげていくことが必要と思う。

5. 総合考察

市区町村の職員にとって、コーディネート力の育成というと、とっさに思い起こされるのが会議の運営や関係機関の調整等のスキルなのではないだろうか。そして、そのスキルが端的に問題となるのが進行管理の場面ということになる。そのため、この研究では、まず進行管理会議の調査から始めているが、そこで見えてきたのは、支援者が一つのチームとなって目標を共有し、ともに丁寧にかかわっていくことの必要性ということであった。

コーディネート力の育成のためには、単に関係機関調整や会議運営に必要とされる能力やスキルを育成すればよいわけではなく、ケースマネジメント全体にかかわる力量を向上させることが必要となる。そういった意味では、これまで報告してきたアセスメントやケースカンファレンスを実施する力の育成と、必要となる土台部分は共通している。

目指すべき育成の視点としては、次の3点があげられる。

- ① 支援される当事者と支援担当者との関係構築におけるコーディネート。
- ② 援担当者と所属する支援機関内での連携・協働におけるコーディネート。
- ③ 関係機関・地域の連携・協働におけるコーディネート。
 - ① については、アセスメント力が土台となり、さらに進行管理を含む担当者のケースマネジメント能力の育成が目標となる。
 - ② については、機関内での進行管理やスーパーバイズ、ケースカンファレンスを行う能力などの育成の目標となる。
 - ③ については、①や②ができていることが前提となって成立することであり、さらに高度な力量の獲得が目標と言える。

こういった目標に向かって育成を進めるための研修を検討したが、一部で有効性が確認されたものの、検証の不十分さなどいくつかの課題も残っている。今後、研修を実施する中でさらに有効性を確認していきたい。

資 料

1 要保護児童対策地域協議会についてのアンケート

2 講義「市区町村の児童虐待対応にけるコーディネートの在り方と実際」(抜粋)

3 コーディネート力育成のための演習用教材

「架空事例の作成とその支援計画」

「4事例の検討」

※厚労省社会保障審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会報告書の記載内容からの引用(抜粋、再構成)

問3 要保護児童対策地域協議会（個別事例検討会を除く）で行うべき「支援状況の進行管理」についてお聞きします。

1 進行管理の方法について、当てはまるものに○をつけ必要により記入してください。

実務者会議で実施している。

実務者会議とは別に進行管理のための会議を実施している。

→構成機関 市町村児童福祉、 同母子保健、 同教委、 児相、 その他

補足説明.....

その他 ()

2 前項で進行管理を行うとした会議の頻度について、当てはまるものに○をつけてください。

毎月実施している。

2～3か月ごとに実施している。

年2～3回実施している。

その他 ()

3 この会議の平均的な対象事例数について当てはまるものに○をつけてください。

30事例未満、 30事例～59事例、 60事例～89事例、

90事例～119事例、 119事例～149事例、 150事例以上

4 1回の会議で進行管理に充てる平均的な時間について、あてはまるものに○をつけてください。

60分未満、 60分以上～120分未満、 120分以上～180分未満

180分以上

5 進行管理について工夫されていることやルールについて、ご記入ください。

(1) 新規に対象事例とする場合

ア ルールが、 ある、 ない

イ ルールの内容

(2) 終結ないし、対象事例から除外する場合

ア ルールが、 ある、 ない

イ ルールの内容

(3) 進行管理のための検討内容の重点化や充実のための工夫（自由記述）

問4 その他、「支援状況の進行管理」についての考えや課題、苦勞されていること、疑問点など、ご自由にお書きください。

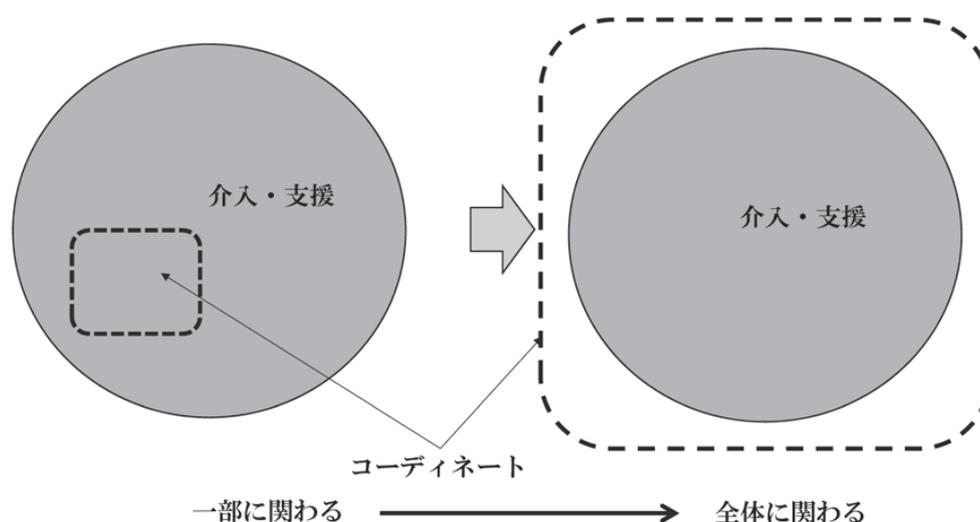
平成 27 年 月 日

担当：子どもの虹情報研修センター（支援に向けた進行管理研究班）

講義

「市区町村の児童虐待対応にけるコーディネートの在り方と実際」（日本社会事業大学専門職大学院宮島清）からの抜粋。

児童虐待対応でコーディネートとは？



コーディネーターが介入・支援の実践全体にかかわるものであれば、事案が発生したときに、まずきちんとその事案に出会うということが大切になる。

何らかの端緒があったときに、その状況をきちんと把握していく。普通に話を聞き、その人の心情に寄り添う。次に質問をちゃんとしていく。その方の語る内容のみならず様子を観察する。生活ぶり、あるいは今まで起こった出来事、当事者が取り組んで来たことや払った努力、そのときの思いなども含めて理解する。まだ、押さえられていない事実や疑問点などがあれば調べた上で、事実、リスク、課題、強み、解決の方向などを探求して行くことが大事になる。

このとき、基本情報は非常に重要で、事例検討でもしばしば漏れていることがある。家族メンバーの構成やそれぞれの年齢というようなことが案外漏れていたり、結婚・転居・いつから同居したのかということが漏れていたり、子どもの体重が減ったとうことが語られながら、以前の体重が何キロで、今の体重が何キロか、その間の推移が確認されていないという例が少なくない。そういった基本的で、且つ、重要なことが、案外抜け落ちているままで、「どうするか」「どこが動くか」「役割分担をどうするか」といったことが話題の中心になっているような例が少なくない。そういった基本情報をきちんと押さえていくということが、コーディネートするという点からも重要である。

その上で、こうやって得た情報に基づけば、こういったことが言えるかもしれないという仮説を立てる必要がある。仮説は、非常に深刻な危険を前提とした仮説と、少し強みに着目して、こういう

こともあったから大丈夫なんじゃないかという楽観的な仮説と、その両方の中間的な仮説と、最低限三つの仮説を持って取り組む必要がある。

深刻な方法だけでいくと過剰な対応になるし、強みだけに着目して楽観的な仮説だけを採用すると、大丈夫だから先延べしようとか、あるいはこの強みに着目すれば、お母さんやお父さんが頑張ってくれるだろうということになってしまう。たとえ当事者が前向きに取り組んでいる場合でも、今ある良い状態が持続できるとは限らないので、やはり複数の仮説を同時並行的に保持しつつ、それぞれの場合にも対応できる支援体制やモニタリングの体制を整えて行くことが大事になる。

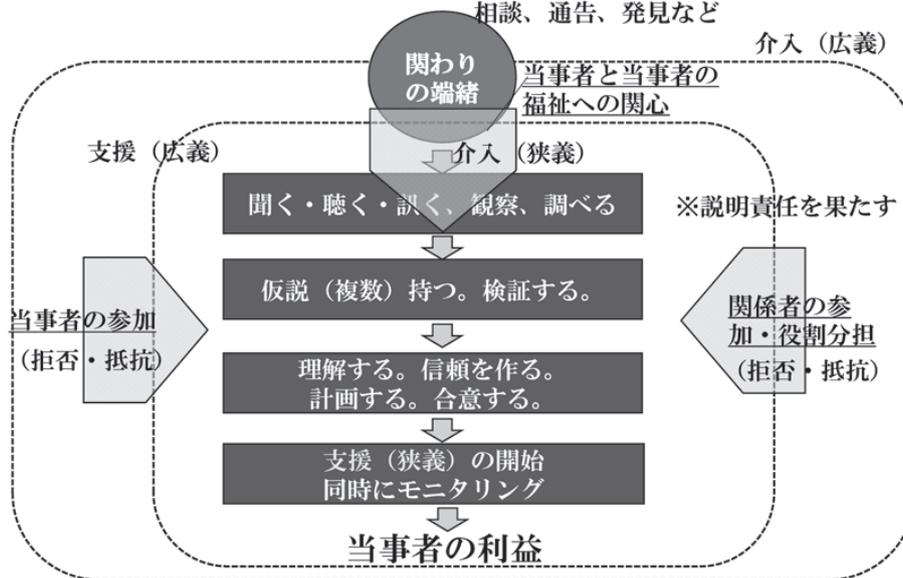
その上で、常に保持している仮説の精度を高めるために、支援者は共有する仮説を協働して検証し続ける必要がある。支援を実際に行い、当事者にかかわる中で、本当はどういうことなのか、子どもと家族の状況はいつも変化しているけれども、今のコンディションはどうかということを確認し続けていく。重要なことは、やはり当事者にきちんとかかわっていくことである。当事者抜きにした事実の把握はあり得ない。だからこそ説明責任を果たすことは避けられないわけで、子どもの状況の把握のためにも、あなたは私たちの関わりを望まないかもしれないけれども、我々にも責任があるので関わり続けますということをちゃんと伝えていかなければならない。

もちろん、予見される危険について率直にちゃんと説明していく必要がある。そういうやりとりを通じて信頼を得て行く。当事者と子どもをきちんと理解していく。こういうかかわりをさせていただくということの合意を得ていく。難しい場合でも少なくとも「告知」が必要である。それによって支援が初めて成立する。当事者の参加をめざさないで支援は始まらない。当事者の参加を何とか得ようとする関わりを行うことを含めて、当該機関だけではなく、さまざまな関係者に入ってもらい、協働するチームを作り上げ、そのチームによって支援に当たることがコーディネートの中核にある。

端緒があり、かかわりがスタートするのであるから、きちんと介入するということと支援を行うということは相当の割合で重なっている。社会福祉でいう「介入」とは、「支援を行う」ということと不可分のことである。社会福祉、とりわけ子ども家庭領域でいうソーシャルワークでは、子どもや家族に、公の責任を持つ者がかかわっていくこととであり、市民生活に公権力が介入するという意味での介入に他ならない。どんなにソフトな言葉を使おうと、物腰を柔らかくしようと、そこに介入としての性格があることは明らかである。支援という言葉の意味を、耳当たりの良い意味だけで都合よく使ってはならない。社会福祉でいう支援というのは権力的なものだということを、常に自覚して、きちんと説明責任を果たすことが大切になる。

個々の事例において、適切なケースマネジメントができるようにする

出会い+当事者理解+参加+計画+契約→実行

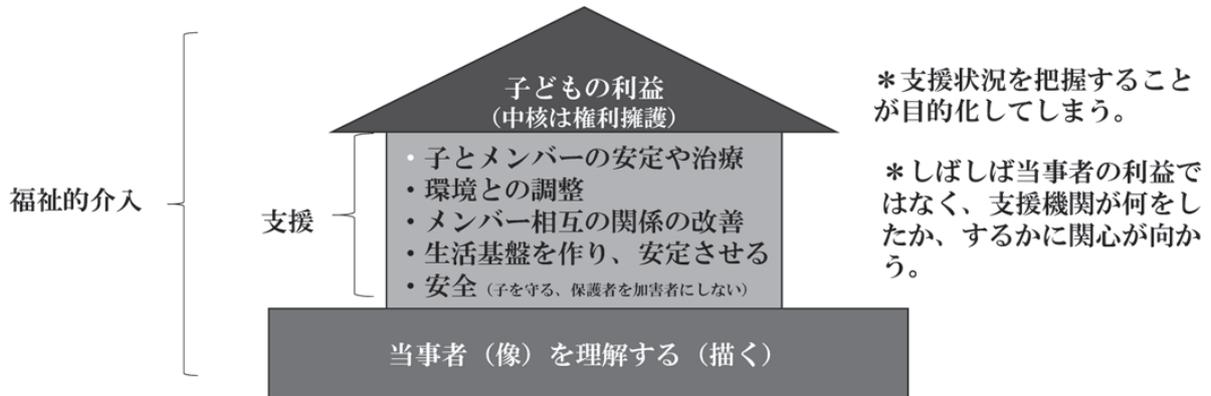


コーディネートを実施するためには、目標と目的を確認し共有することこそが重要である。

福祉的な介入を行う目的は、子どもの最善の利益を図ることにあり、そのための支援目標として、安全を守ることや生活の基盤を築くこと、家族メンバー相互の関係改善や環境調整、治療や教育などがある。

そのためには、当事者のニーズや思いを理解し、生きてきた歴史を共有し、当事者像を明確にして行くこと、当事者理解を深めて行くことが必須になる。これを抜きにしたのでは、形だけの進行管理になり、機能しない役割分担となってしまう。このようなコーディネートを行っていると、支援状況を把握すること自体が目的化してしまっていて、当事者の利益は実現しない。そうすると、当事者の利益から離れたところでの、支援機関側の支援活動の評価や目標設定だけに目が向くことになる。その結果、リスクの見落としが起これば、悪い結末に至る。具体的に言えば、複数の機関がかかわりながらの死亡事例の発生となってしまったものの中には、そういった例が少なくない。

目標・目的の確認と共有

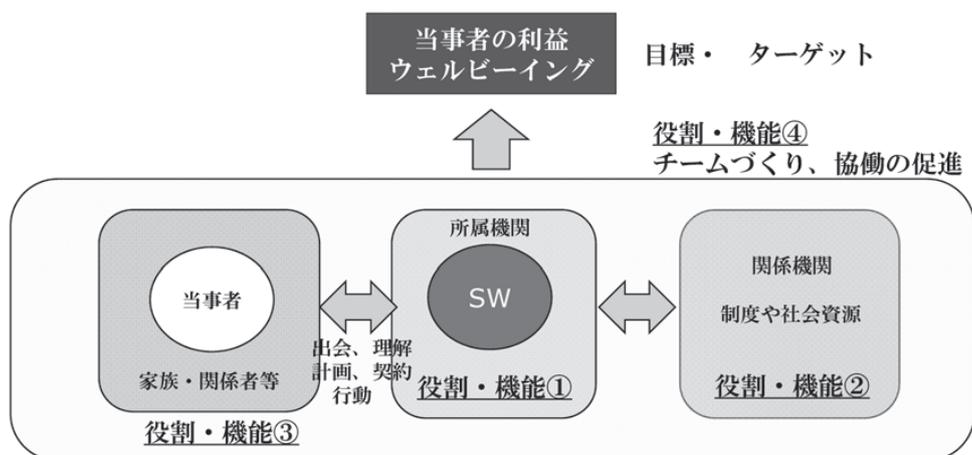


※福祉的介入とは、当事者の福祉の実現・権利に関心をほらい、関わること

※この意味で「介入」という言葉を使った場合、「転換」とか「ギヤチェンジ」という考え方はありえない。一貫して、当事者の利益、権利擁護を図ることである。

コーディネートの役割や機能は、狭義には、市町村児童福祉主管部署の組織を活性化させ、関係機関との連携・協働を進めるというように理解される。子どもや家族の安全を守り、福祉を実現するために、支援機関の組織の内側と外側をつなぐという理解である。

コーディネートの役割・機能（広義）



※役割・機能①・機関内、役割・機能②・関係機関・社会資源等、
 役割・機能③・インフォーマル資源、役割・機能④・全体をチームとする。

※ケース担当者、スーパーバイザー、管理者等は、それぞれの立場で多層的に
 コーディネーターの役割を担っている。

しかし、目標を当事者の利益全体（ウェルビーイング）と考えると、コーディネートの役割・機能はもっと広い意味合いを含むものとなる。コーディネートの役割・機能の意味合いを広く考えた時に、次の4つくらいの役割・機能が挙げられる。

まず、機関内での役割・機能があり、次に、関係機関や社会資源活用での役割・機能がある。さらにインフォーマルな関係や資源の活用という点での役割・機能が上げられる、そして、それらすべてを協働させて、全体を一つのチームとする役割機能がある。

このように、コーディネートの役割・機能は多層的であり、その各層で、担当者やSV、管理者などがコーディネーターとしての役割をそれぞれに担っていると理解することが現実的であろう。

子ども家庭福祉におけるコーディネートで、これだけはやってはいけないということがいくつかある。

三つに絞って挙げると、コーディネートでありがちなこととして、「割り振ること」、あるいは「関係者を支配すること」、「自分は動かないで人に仕事をやらせようとする事」である。事例検討会などに参加させて頂くなかで、このようなコーディネートになってしまっていると思われる例にしばしば出会う。こういう例をなくして行きたい。それぞれの実践者や実践現場で、コーディネート役を担う立場にあるならば、まずは、こうなっていないかどうか、自分の実践の振り返りが必要である。

子ども家庭福祉におけるコーディネートは、次のようなものであってはならない。

—— 割り振ることだけ ——

例：乳幼児だから母子保健が中心に
養育支援訪問事業の適用だけ
→ 枠組みづくりが必要（協働）

—— 支配すること ——

例：「要保護児童への支援だから、
スクールSW rは、勝手に保護者への
関わりは持たないでください」
→ 子ども家庭部署が担当する事例
でもあり、SSW rが担当する事
例でもある

—— 自らは動かないこと ——

例：施設入所について保護者が相談
に来たので、児相を紹介しました。
例：行方不明だった保護者が市役所
に訪ねてきたので、児童相談所に行
くように伝えました。

根拠 ①他の分野でも同様に、ニーズ中心、当事者の利益中心でなければならない。
②支援体制が貧弱で社会資源・サービス供給量が絶対的に少ない。

例えば、「この事例は、乳幼児だから母子保健が中心にかかわってもらう、児童福祉主管課では養育支援訪問事業の適用の手続だけはする。」というパターン化された役割分担で整理されてしまっていて、当該事例が抱える課題が全く踏まえられていないというような例がある。また別の例では、「児童福祉主管課が全体のコーディネートをします。スクールソーシャルワーカーは勝手に保護者へのかかわりを持たないでくださいという『支配』があり、せっかく良い関わりをしているスクールソーシャルワーカーの動きを、根拠もなしに制限してしまう」という例がある。確かに、理由があり、判断に適確性があれば、制限を行うことを含めて、複数の機関の関わりバランスを整えてゆくことは必要である。しかし、それが無い指示や支配は、支援の厚みを損なわせ、関わろうとする各機関のモチベーションを下げてしまう。もともとの支援の構造からすれば、それぞれの機関が当該子どもとその家族に自分のポジションにおいてかかわる責任と自由を持っているので、それを制約するということには、それ相応の妥当性がなければならない。それなのに、その必要性とか内容を吟味しないで、とにかく全体を調整するのが私たちの機関だから待ってくださいと一律に言うようなことが起こらないようにしないといけない。

他の例では、施設入所を前提としたケースについては児童相談所が責任を持つことから、市に施設入所の相談に来たとしても、その保護者の話を十分に聞くことをしないで、直接児童相談所に行って欲しいと紹介してしまうというような例が今日でもあるということには、驚かされる。当事者の主訴が「施設に子どもを預けたい」ということであっても、話を持ち込まれた市町村がしっかりと話を聞いてみたら、その他のさまざまな支援サービスを利用することで地域生活が十分やっていける場合もある。

更には、施設入所している子どもについては要対協の名簿から外してしまうというような市町村が少なからずあるようである。入所した段階で全部対象ケースから外すという運用だという。一方で、たとえ施設に入所したり、里親へ委託されたりしたとしても、きちんと名簿に載せ続け、在宅での支援と代替的監護の連続性を考慮している市町村もある。

母親が行方不明になったために一時保護して、児童養護施設と乳児院に預けた。後日に、その母親が市役所にあられて、子どもの所在を尋ねてきた。この場合、市役所が、その場で丁寧に話を聴かずにそのまま児童相談所に紹介してしまった場合と、その場で丁寧に話が聞けた場合では、その後の展開はおそらく異なってくるものと思われる。

そこで丁寧な対応をしてくれたかどうか、子どもを引き取った後、その子どもと家族とが、当該地域のサービスとつながり、安定した地域生活を実現する上での違いにもつながる。在宅支援と、代替監護との連続を図ることは、とても重要なことだと思われる。

いずれにしても、割り振るだけというのはコーディネイトではない。仕事を少しでも軽くしたいという気持ちはよくわかる。しかし、割り振れば仕事が軽くなるかというと、そうではない。しかも、割り振ることそのものにさえ一筋縄ではいかない。抵抗も受けるし、反発も受ける。いざこざも多くなるので、かえってややこしくなるということがある。これは、関係機関の互いの関係を壊し、協働の妨げになる。良いチームを作ることを益々難しくさせる。

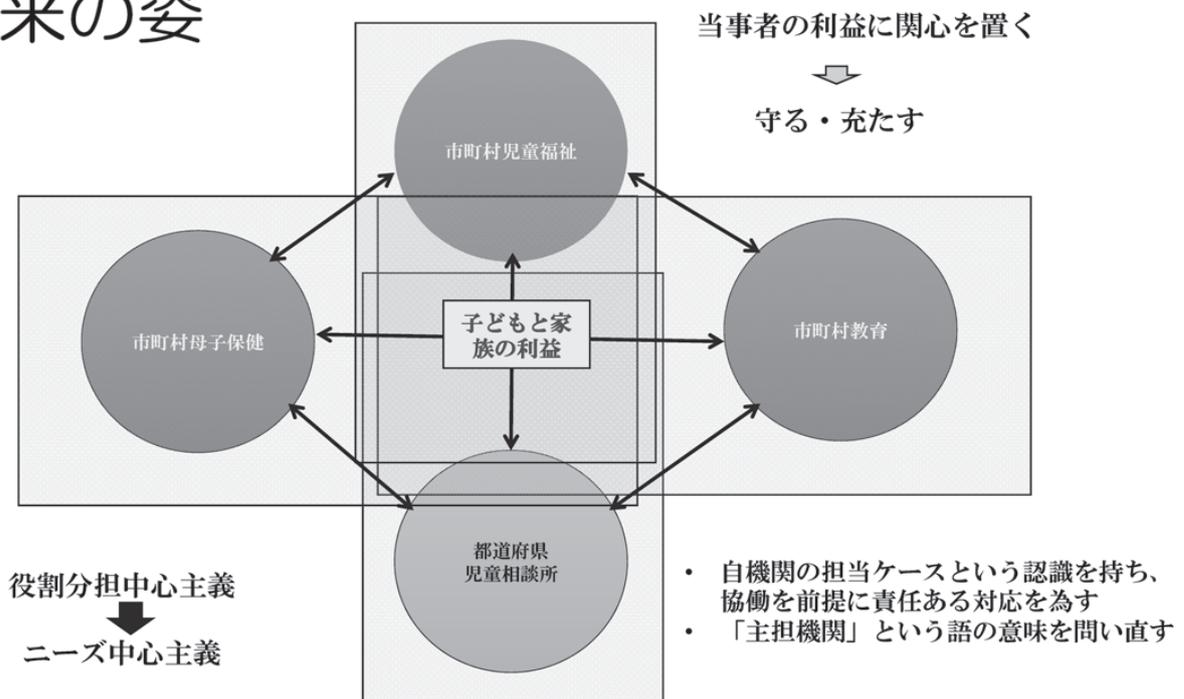
本来のコーディネイトは、まず、子どもと家族、当事者の幸せを何とか実現するという価値を共有

しようとするものである。コーディネートするということは、価値と目標を共有して、参加するものが力を合わせる状況を作るということである。個々の事例において、当事者と支援者が何とか力を合わせ、さらにいろいろな関係機関や親族などの力をすべて活用して、この目的、目標を一緒に実現しよう、みんなでチームになろうとすること、このようなチームを作って行くということだと考えられる。

2者の関係、2者を超える複数の関係者や関係機関との相互の関係を調整することがコーディネートだと捉えられがちだが、重要なことは、何を指すのか、目指すべき目標を明らかにして、それ共有すること、価値を共有すること、その上で我々はチームとして何ができるかという発想に導くこと。これから外れそうになるときに、このような発想へと引き戻していくことである。

当然のことながら、どの関係者も関係機関も、どこも皆忙しい。しかも、それぞれの機関には、それぞれに限界がある。この状況を放置すれば、互いに衝突や行き違い、反目が起こる。お互いの中でややこしいことやいざこざが頻発する。そのような状況の中で、衝突や行き違いを回避し、衝突を乗り越えて力を合わせるために何が必要かといえば、やはり目標を外部化して、そこに向かおうという構造をつくり上げることなのではないか。

本来の姿



演習 架空事例の作成とその支援計画

課題1 架空事例を作る

ある事件の記事をお示しします。

死亡事例ではありません。幸い子どもは元気で異常なしと伝えられています。

詳細は報道されていません。自由に想像を働かせて、明らかになっている状況と矛盾の無い「いかにもありそうな」架空事例を作ってください。

皆さんが普段関わりを持っている様々な当事者の方の「現実」が、そこに表現されるはずです。

まとめにあたっては、3世代を前提としたジェネグラムに、様々なその他の状況を書き入れた図（エコマップ）を作成してください。

内容を決める（設定）際とグループ報告の際には、「何故そのようにしたか」も説明してください。

事件についての記事（報道された内容）

【新生児置き去り 母親を逮捕】2016年08月21日 NHKニュースWEB東海で報じられた内容

8月15日、〇〇県〇〇市の公民館のトイレに生まれてまもない男の赤ちゃんが置き去りにされた事件で、警察は38歳の女を保護責任者遺棄の疑いで逮捕しました。逮捕されたのは〇〇市〇〇町のパート従業員、〇〇〇〇容疑者（38歳）です。

警察の調べによりますと〇〇容疑者は、8月15日、自宅近くの公民館にある女子トイレに生まれてまもない男の赤ちゃんを置き去りにした保護責任者遺棄の疑いがもたれています。

赤ちゃんは見つかってすぐに病院に運ばれ、命に別状はありません。当時、公民館の敷地で行われていた盆踊りの様子を撮影したビデオカメラの映像に女性が会場から走り去る姿が写っていて、警察が捜査した結果〇〇容疑者が関わった疑いがあることがわかったということです。

事件の後、〇〇容疑者は市内の病院に入院していたため退院を待って21日逮捕したということで、警察の調べに対し〇〇容疑者は、女子トイレで赤ちゃんを産んで置き去りにしたことを認めているということです。

警察は、さらに詳しいいきさつを調べることにしています。

課題2 想定1の支援計画と支援の体制をつくる

<想定1> …実際の内容とは異なります。内容は架空のものです。

児童相談所も、この事例は、家庭には返せないと判断しました。そして、子どもの年齢が小さいので、生後3か月以内で、里親委託するという方針を立てました。

将来的にも引き取りは難しく、子どもの健康上も問題は無いことから、養子縁組も想定しています。親権者もこれに同意しています。

里親は、子どもの委託を想定しているのは、子どものいない〇〇さん御夫婦です。〇〇さん御夫婦は、夫45歳会社員、妻43歳（現在専業主婦、元保育所勤務。5年前に「不妊治療」を本格的に行うために退職）で、あなたの区のマンションに住んでいます。

この里親委託を前提とした支援プラン（協働と役割分担）を立ててください。

課題3 想定2の支援計画と支援体制をつくる

<想定2> …実際の内容とは異なります。内容は架空のものです。

母親は、逮捕されましたが、不起訴となりました。

母親は、知的能力が普通域下限で、どうしたら良いかわからなくなってしまって、意識もうろう状態のまま、その場を離れてしまったと話しています。

家族は、夫（40）と母親（38）、2人の間には、2人の子ども（長女11歳小学5年生、長男7歳小学1年生）がいます。夫は、清掃関係の仕事、母親の工場パート（軽作業）をしています。

長男は不登校ぎみで、姉・兄とも「気になる子」で、要支援家庭ではあるが、著しい不適切は認められないと受け止められてきました。

父母とも、引き取りを希望し、児童相談所は、心配はあるが、父母の意に反しては保護できないとしています。

母が逮捕されている間の1か月間は、長男・長女は一時保護されていました。

この家庭引き取りを前提とした支援プラン（協働と役割分担）を立ててください。

演習 4 事例の検討

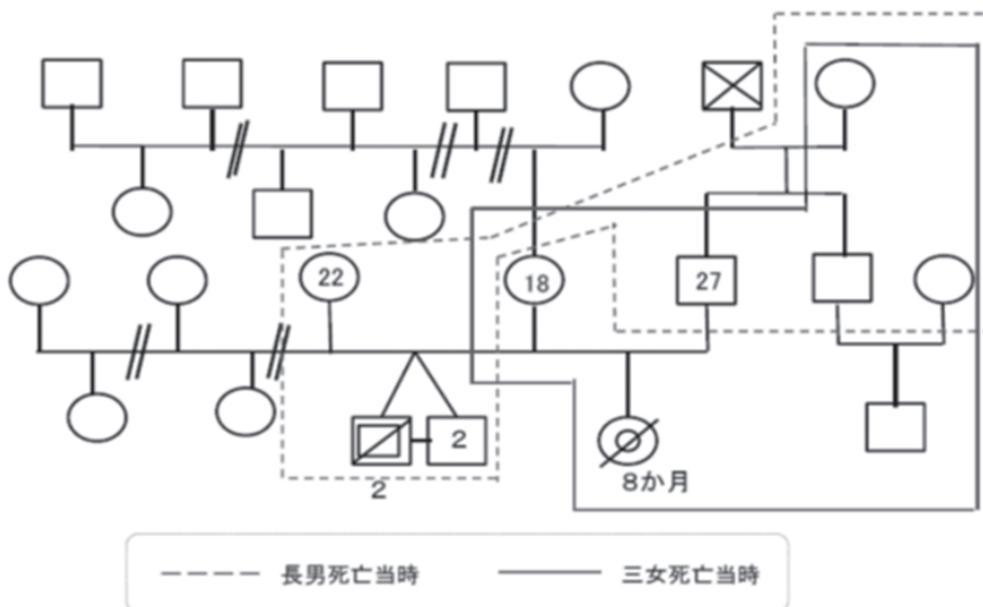
【課題】

提示される4つの事例について、それぞれ「どうすることが必要だったか」「具体的にどうすれば良いのか？」を考え、話し合ってください。事例の内容は、厚生労働省社会保障審議会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会の報告書から転載したものです。

<事例1>

長男が頭部外傷で死亡し、父母離婚後に実父と再婚相手との間に生まれた異母妹も頭部外傷で死亡した事例

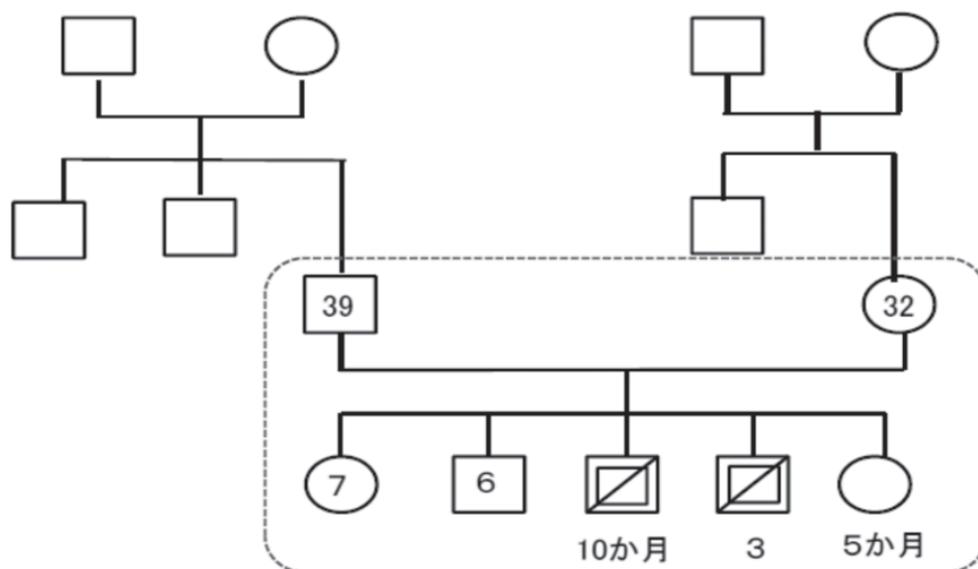
- ① 双子で生まれた長男は、生後3か月から10か月の間に原因不明の頭部外傷を何度も負って医療機関への受診を繰り返していた。病院は、これを児童相談所に通告した。児童相談所は、長男を乳児院に入所させたが、外傷についての原因究明を十分には行わなかった
- ② 児童相談所は、約1年半後に、長男の父母への家庭引き取りを認めたが、生活状況の安定や保育所への入所決定を措置解除の根拠とし、虐待の発生日スクについては十分な検討を行わなかった。長男は、措置解除後1か月で（当時2歳）、頭部外傷により死亡した。
- ③ この後、父母は離婚し、次男は実母に引き取られた。実父は、まもなく未成年の女性と再婚し、この女性との間に自身の第5子となる三女（実父にとっては4度目の結婚である。）を設けた。この三女も、複数回の暴行を受け、生後8か月時に頭部外傷により死亡した。



<事例2>

次男、三男ともに実母からの身体的な暴力によって死亡した事例

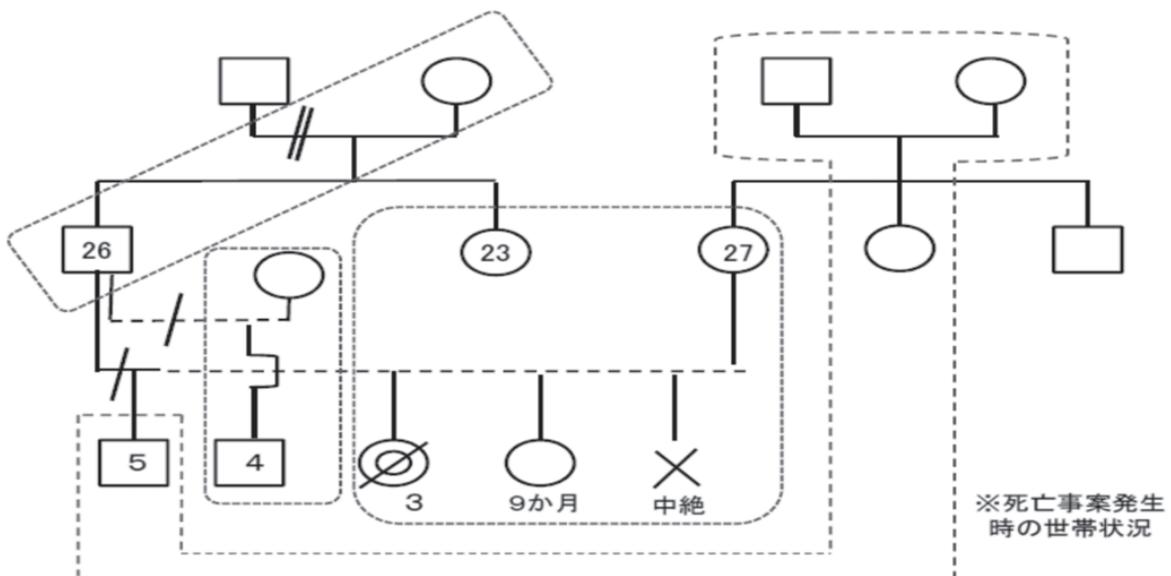
- ① 次男は新生児期に、三男は生後3か月時に実母から身体的暴力を受けた。次男は、頭部外傷により重症心身障害状態になり入院先で死亡した。
- ② 次男の事件発生により実母は逮捕されたが、執行猶予判決を受けた。実母が不在の間、長男と長女は一時保護された。
- ③ 実母が拘留を解かれたとき、児童相談所は、家庭引き取りとした2人について、遵守事項などを記した文書を示して児童福祉司による指導措置をとったが、翌年には、このきょうだいへの虐待がないこと、市町村の関わりがあること、きょうだいが保育所に通所していることを根拠に、関係機関との十分な協議や合意がないまま、この措置を解除した。
- ④ その後生まれた三男は、頭部外傷により入院した病院から通告があり、これを受けて乳児院に保護されたものの、引取り後の3歳の時点で再度、実母から身体的暴力を受けて死亡した。なお、実母には精神疾患があり通院をしていた。



<事例3>

実母と父方叔母が、長女の両足・両手首を縛り上げ、口にガムテープを貼るなどして窒息により死亡した事例

- ① 長女出産時には、医療機関からの情報提供を受け、概ね毎日のように家庭訪問を行うという手厚い支援が行われていた。長女は、生後3か月までの間に3回あざなどが認められた後に、実父が精神的に不安定で警察に保護されたことをきっかけとして職権で一時保護され、その後生後5か月から1歳4か月までの1年間乳児院に入所していた。
- ② 父母は内縁関係であったが、2人の間には、死亡した長女を含め3人の子どもがおり、事件発生3か月前にも人口妊娠中絶を行っていた。
- ③ なお、第1子の長男は、実母が母子生活支援施設入所中に失踪するなどの経緯により、母方実家で養育されていた。
- ④ 事件が発生する1か月余前に、実父、実母、長女、次女は、父方祖母宅から父方祖父宅に転居し、父方叔母との同居生活が始まっていた。なお、実父は、事件が起こる半月程前には、それまで暮らしていた父方祖母宅に一人戻っていた。



平成28年度研究報告書

市区町村児童家庭相談における
人材育成モデルについての研究
(第3報)

平成30年3月30日発行

発行 社会福祉法人 横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

編集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL. 045-871-8011 FAX. 045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : <http://www.crc-japan.net>

編集 研究代表者 宮島 清
共同研究者 増沢 高
小出太美夫
山崎 由美
荒木 麻子

印刷 (株)シーケン TEL. 045-893-5171

